

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年十二月十九日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量及びUAVレーザ測量）

二 測量の地域 奈良市川上町

三 測量の期間 令和七年十二月二日から令和八年一月三十日まで